

藤沢市DX推進計画改定に関するアンケート調査業務委託公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

本要領は、藤沢市DX推進計画改定に関するアンケート調査業務委託公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定める。

2 事業者の選考

事業の実施にあたり、広く民間事業者のノウハウや知識、アイデア及び経験等を活用するため、企画提案（プロポーザル方式）により受託事業者の募集を行い、応募のあった事業者による提案内容を総合的に審査して、優先交渉権者を選考する。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

藤沢市DX推進計画改定に関するアンケート調査業務委託

(2) 業務の内容

藤沢市DX推進計画改定に関するアンケート調査業務委託仕様書（別紙1）のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで

※契約締結予定時期は2025年（令和7年）4月下旬から5月上旬です。

(4) 委託料の上限額

3,300,000円（令和7年度予算、消費税及び地方消費税を含む）

本案件は令和7年度予算が藤沢市議会において議決されることを条件とする。令和6年度末において、令和7年度予算が藤沢市議会において議決されず、予算が成立しない場合は、本プロポーザルにおける優先交渉権をはじめ、一切の決定事項等は無効となる可能性を有する案件であることにつき十分に留意すること。また、この場合においては、事業者は市に対し、本案件の参加において発生した一切の費用等を請求できないものとする。

(5) 支払条件

業務完了払い

4 発注者及び提案募集事務局

(1) 発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫

(2) 提案募集事務局

藤沢市 企画政策部 デジタル推進室

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎5階

電話：0466（50）8261

メールアドレス：fj-dxs@city.fujisawa.lg.jp

5 参加資格

本業務に係るプロポーザルに応募する参加者は、募集開始日時点において（又はそれ以後に）、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 藤沢市の指名停止を受けていないこと。かながわ電子入札共同システム令和5・6年度競争入札参加資格者認定を藤沢市長から受けていない場合は、次に掲げる書類の提出をした事業者であること。ただし、書類に不足がある場合、指名停止と同等の事項が発生している場合は、参加を認めない。
 - ア 決算書（貸借対照表及び損益計算書等）の写し（直近1年分）
 - イ （様式5）暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書
 - ウ 登記簿謄本（参加申込書提出日前3か月以内に取得したもの）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用していない事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更正手続き開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続き開始の決定を受けている事業者を除く。
- (5) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

6 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。なお、プレゼンテーション・ヒアリング実施日等の日程が都合により変更となる場合は、提案募集事務局から提案事業者に連絡することとする。

1	公募期間	2025年（令和7年）2月6日（木）から 2025年（令和7年）2月20日（木）まで
2	仕様書等への質問期間	2025年（令和7年）2月6日（木）から 2025年（令和7年）2月20日（木）まで
3	参加申込書等、質問書提出の締切	2025年（令和7年）2月20日（木）（必着）
4	質問に対する回答	2025年（令和7年）2月25日（火）までに 市公式ホームページ上で回答
5	参加可否の通知	2025年（令和7年）2月25日（火）を予定

6	企画提案書等の提出	2025年(令和7年)3月10日(月)(必着)
7	企画提案のプレゼンテーションの実施	2025年(令和7年)3月24日(月)を予定 ※当市が申込者に指定する時刻から概ね30分間
8	選考結果の通知	2025年(令和7年)3月28日(金)を予定

7 参加手続き

本事業に参加を希望される方は、「5 参加資格」を確認の上、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出物は次のとおりとする。ただし、エについては、かながわ電子入札共同システム令和5・6年度競争入札参加資格者認定を藤沢市長から受けている場合は提出不要とする。

ア 参加申込書(様式1): 1部

イ 団体概要書、会社案内等: 1部

ウ 次に掲げる納税証明書(滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。)

(ア) 市内に事業所がある場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書、もしくは、未納のないことの証明(納税証明その3の3)

b 法人市民税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書

c 固定資産税(固定資産がない場合は、無資産証明)

提出する決算書と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書

(イ) 市内に事業所がない場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書と同じ年度の納税証明書、もしくは、未納のないことの証明(納税証明その3の3)

エ 5(1)ア～ウに定める書類: 各1部

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

2025年(令和7年)2月6日(木)から2025年(令和7年)2月20日(木)まで(持参の場合、開庁日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。)

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る）により提出すること。持参の場合は提出予定日の前開庁日の午後5時までに、提案事務局に提出時間を連絡すること。郵送の場合は発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで連絡すること。

(3) 参加可否の通知

2025年（令和7年）2月25日（火）（予定）までに電子メールにて連絡する。

8 質疑

本プロポーザルに関する質疑がある場合には、質問書（様式2）を提出すること。

(1) 受付期間

2025年（令和7年）2月6日（木）から2025年（令和7年）2月20日（木）まで。

(2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ電子メールにより提出。メールのタイトルを「藤沢市DX推進計画改定に関するアンケート調査業務委託公募型プロポーザル質問書」とし、送信後に提案募集事務局へ電話で連絡すること。

(3) 質問への回答

2025年（令和7年）2月25日（火）までに市公式ホームページ上で回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。また、質問の内容により、回答を差し控えることがあることについて留意すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書：原本1部、写し6部

企画提案書作成要領（別紙3）に基づき作成したもの。

イ 業務責任者及び担当者届出書（様式3）：原本1部、写し6部

ウ 見積書（様式4）：原本1部、写し6部

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 提出期限

2025年（令和7年）3月10日（月）必着（持参の場合、開庁日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。）。

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る）により提出すること。持参の場合は提出予定日の前開庁日の午後5時までに、提案事務局に提出時間を連絡すること。郵送の場合は発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで連絡すること。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおりとする。書類審査等は行わず、参加資格を満たした申込事業者は全てプレゼンテーション・ヒアリングを実

施できるものとする。プレゼンテーション・ヒアリング実施の詳細については、事務局から申込事業者全てに対し、2025年（令和7年）3月14日（金）までに電子メール及び電話にて連絡をする。

（1）実施日時

2025年（令和7年）3月24日（月）を予定

（市が申込事業者ごとに指定した時刻から概ね30分間とする。）

（2）実施方法

実施方法については、以下のア、イより選択できるものとし、参加申込書（様式1）に、記載すること。

ア 対面実施（場所：藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎会議室）

イ オンライン実施（使用アプリ：ZOOM）

プレゼンテーション・ヒアリングへの参加に必要な機材やネットワーク接続環境等については、参加者側で準備すること。

（3）時間配分

各事業者概ね30分間（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とし、準備時間は含まない）とする。

※会社説明等はプレゼンテーションの時間中に実施すること。

※プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、本業務の業務責任者の出席を必須とし、プレゼンテーションを実施すること。また、出席者は、業務責任者を含め、最大5人までとする。

※プロジェクター（パソコン出力は、HDMI端子のみ可）、スクリーン、電源は、市が用意し、その他に必要なものがある場合には、申込事業者が用意すること。

（4）留意事項

ア プレゼンテーション・ヒアリング時にスクリーンに投影可能な資料は、提出された企画提案資料のみとする。

イ プレゼンテーション・ヒアリング実施日当日の資料の追加・変更は認めない。

ウ 原則として、オンライン実施において、市・参加者いずれかが使用する機材の不具合や、その他のやむをえない事情により、企画提案選考会の進行が停止した場合でも、持ち時間の延長や日程の再指定などは行わない。いずれの場合においても、選考委員は、すでに参加者から提出を受けている資料に基づき、公平かつ厳正な審査を行う等、かかる事象等による参加者不利益が生じないよう配慮する。

1.1 選定方法

（1）事業者の選考・審査方法

藤沢市DX推進計画改定に関するアンケート調査業務実施事業者選考委員が、藤沢市DX推進計画改定に関するアンケート調査業務委託公募型プロポーザル評価基準に定める各項目に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化する。それぞれの審査項目の合計点が最も高い事業者を優先交渉事業者とし、合計点が2番目に高い事業者を第2位優先交

渉事業者とする。評価結果において、同点の場合が生じたときは、「企画提案力」の審査項目の合計点が高い事業者を優先交渉事業者とする。なおも同点の場合は、最も見積額が低い事業者を優先交渉事業者と決定する。

なお、申込事業者が1者だった場合は、市が設定する基準点（全審査項目の合計点の6割）を超えていれば、当該申込事業者を優先交渉事業者とする。

また、複数の申込事業者があった場合にあっても、市が設定する基準点（全審査項目の合計点の6割）を超えない場合は、優先交渉権者および第2位優先交渉事業者を選定しないものとする。

※選定結果の公表については、優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者の名称と合計点のみを後日ホームページに公開する。

(2) 審査基準及び審査項目

ア 審査基準

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションについて、各評価項目に基づき審査し、上記(1)に基づき総合的に判断して優先交渉事業者を選定する。

イ 選考にかかる評価項目及び評価のポイントは、別紙「評価基準」のとおり。

(3) 事業者選考結果通知

最終選考結果については、参加申込書記載の所在地に、2025年（令和7年）3月28日（金）（予定）までに文書で発送する。

1.2 契約の締結について

優先交渉事業者との協議の後、藤沢市DX推進計画改定に関するアンケート調査業務委託に関わる契約を市と締結するものとする。

(1) 業務委託期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで。

(2) 仕様の決定

仕様は、選考結果通知後、市と優先交渉事業者と協議の上で決定することとする。なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、第2位優先交渉事業者と調整を行うこととする。

1.3 提案の無効に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

(1) 提出物に虚偽の記載があるとき

(2) 優先交渉事業者の選考時点において、本実施要領の「5 参加資格」に掲げる資格のない事業者が提案したとき

(3) 本実施要領の「3 委託業務の概要」の「(4) 委託料の上限額」を超える提案をしたとき

(4) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないもの

(5) 複数の企画提案書を作成し、提案したとき

- (6) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき
- (7) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき

1.4 その他

- (1) この事業に応募するために掛かる費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類等は、選考結果に関わらず返却しない。
- (3) 提案募集に参加する事業者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てないこととする。
- (4) 優先交渉権決定後、契約締結までに「5 参加資格（(1)を除く）」に記載の要件を満たさない場合及び指名停止、またはそれと同等の事項が発生した場合は市の判断により契約を締結しないことができるものとする。
- (5) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した事業者に帰属する。ただし、市が公表等にあたり、修正等が必要と判断した場合には、市は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は、「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。
- (6) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届を任意書式で提出するものとする。
- (7) プロポーザルにおける選考審査の過程及び決定内容の一切について、理由を問わず問合せには応じない。
- (8) 契約締結にあたっては、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書（別紙2）に準拠し、仕様書の定めに従い適切にデータ保護及び秘密の保持等において、責務を履行できること。

以 上